

デイサービスたつみの森
通所介護・第一号通所事業
(総合事業) 契約書
令和3年4月版

_____（以下【利用者】といいます。）と社会福祉法人 琢心会（以下【事業者】といいます。）は利用者がデイサービスつつみの森における「通所介護サービス」および「第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス） 以下「第一号通所事業」と称します。」に対する利用料金を支払うことについて、以下の通り契約を締結します。

第1条（契約の目的）

1. 事業者は利用者に対し、介護保険法令の主旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう介護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の有効期間は、_____年 月 日から契約者の要介護度認定の有効期間満了日までとします。
2. 本契約は利用者から契約解除の申し出が無い限り、契約期間満了日から自動的に更新されるものとします。ただし、料金の設定については介護保険制度および要介護度認定に従い変更されることを利用者は了承します。
3. 利用者は本契約に際し、家族、あるいは利用者の指名する保証人を契約の代理人とすることができます。

第3条（通所介護計画）

1. 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、居宅介護サービス計画に沿って通所介護計画（第一号通所介護事業計画）を作成します。事業者はこの計画の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条（通所介護もしくは介護予防通所介護の提供場所・内容）

1. サービスの提供場所は、デイサービスつつみの森です。所在地およびサービスの概要は【重要事項説明書】の通りです。
2. 事業者は、第3条に定めた通所介護計画（第一号通所介護事業計画）に従ってサービスを提供します。事業者はその内容について、利用者あるいはその代理人に説明致しません。
3. 事業者は利用者あるいはその代理人の希望や、利用者の状況に応じて【重要事項説明書】に定める各種サービスを適切に提供します。
4. 利用者がサービス内容の変更を希望した場合には、事業者は利用者またはその代理人と協議の上、可能な限りサービス内容を変更するものとします。

第5条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、交付されたサービス利用表に実施内容を記入し、請求時に利用者の確認を受けることとします。
2. 事業者はサービス提供記録を作成することとし、サービスの終了後2年間保管します。また、利用者は事業者の営業時間内であれば、その事業所内において記録を閲覧することができます。
3. 利用者またはその代理人は、当該利用に関するサービス提供記録の複写物の交付を求めることができます。ただし、複写物にかかる費用については利用者が支払うものとします。（コピー代1枚10円とします。）

第6条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定められた料金を基に計算された月ごとの合計金額を支払うものとします。
2. 事業者は、当月の料金の請求額に明細書を添付して、翌月15日以内に交付します。
3. 利用者は事業者の請求に応じて当月の料金の合計額を指定末日までに事業者の指定する方法で支払います。
4. 事業者は利用者から料金の支払いを受けた後に領収証を発行致します。
5. 事業者は特別な理由がない限り領収書の再発行は行いません。
6. 利用者側の支払いの滞納が発生した際に、事業者は利用者に対してサービス利用料金支払いについての保証人を求めることができます。

第7条（キャンセル）

1. 利用者は事業者に対して、利用開始日の送迎出発前までに利用中止の通知をすれば料金を負担すること無くサービス利用の中止をすることができます。
2. 利用者が事業者に対して、利用開始日の前までに利用中止の通知をせずにサービス利用を中止した場合、利用者は事業者に対して【重要事項説明書】に定める金額をキャンセル料として支払うものとします。
3. 事業者が利用者の体調が思わしくないと判断した場合は、通所介護サービスの提供を中止、あるいは中断することができます。

第8条（料金の変更）

1. 事業者が料金の変更をする場合は、利用者に対して文書で通知をすることとします。
2. 利用者あるいは介護責任家族、身元保証人が料金変更を承諾する場合は、了承の証として変更同意書に記名・押印します。
3. 原則として制度変更による基本単価変更や加算の増加などによる料金変更については、利用者は速やかに受け入れるものとします。

4. 利用者が料金の変更を承諾できない場合は、利用者は事業者に対して通知することによりただちに契約を解除できるものとします。

第9条（契約終了・中断）

1. サービスの利用中でない限り、利用者は事業者に対して口頭で通達することにより契約をいつでも解除できるものとします。
2. やむを得ない事情が生じたとき、事業者は利用者に対して1ヶ月の予告期間において、その理由を書いた文書を送付することにより、本契約を解除することができます。
3. 施設の滅失や重大な毀損によってサービスの提供継続が不可能になった場合に限り、事業者はその理由を書いた文書を送付することにより予告期間を置かずに本契約を解除することができます。
4. 以下の理由に該当した場合は、事業者は利用者により文書で通知することにより契約を解除できます。
 - ①利用者が事業者を支払うべきサービス料金を正当な理由無く、2ヶ月以上滞納し、催告にもかかわらず7日以内に支払いがなかったとき。
 - ②利用者あるいはその家族が、事業者あるいは他の利用者に対して契約を継続し難い危害を与えたとき。
 - ③利用者が正当な理由無く、サービス利用のキャンセルを繰り返した場合。
5. 以下の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が死亡したとき。
 - ②利用者が事業者のサービス提供区域外に転居し、戻る予定がないとき。
6. 以下の事由に該当した場合は、介護保険費用の10割負担を求められる場合があります。正当な理由なくこれを断った場合、本契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が介護保険支払いを滞納し、介護保険の適用を受けられなくなった場合。
 - ②利用者が介護保険の更新を正当な理由なく怠り、介護保険の適用を受けられなくなった場合。

第10条（秘密保持）

1. 事業者、およびその従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者またはその家族に関する事項を第三者に漏洩してはならないものとします。なお、この守秘義務は本契約終了後も継続するものとします。
2. 契約者の緊急的な入院時およびサービス担当者会議などにおいて、担当医師、担当ケアマネジャーに対し、契約者やその家族の個人情報を提供することについては、利用者およびその家族は承諾します。
3. 上記2項以外において利用者やその家族の個人情報を第三者に伝える場合は、事業者は予め利用者によりその許諾を得るものとします。

第 11 条（賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害については賠償の責任を負います。ただし、利用者に故意あるいは過失が認められる場合には状況に応じて損害賠償責任を相殺し、減じることができるものとします。
2. 以下の各号に該当する場合には、事業者は原則として損害賠償責任を免れます。
 - ①利用者あるいはその家族が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意に告げず、あるいは不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - ②利用者本人が、事業者もしくはサービスの従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合ならびに自己の意思において行動したことに起因して発生した事故、損害。
 - ③利用者の疾病、障害、老化現象により起因する事故、損害。
 - ④生活に必要なでない持ち込み私物（金銭を含む）の破損、盗難、紛失等に関する損害。
 - ⑤衣類などの消耗品の損傷、劣化、汚損。
 - ⑥事業者の不注意により発生した私物の損害は、補償上限を 20000 円までとします。
3. 利用者が施設あるいは他の利用者の私物に対し、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損をした場合には、自己の費用において現状に復するか、相当の代価を支払うものとします。ただし、事業者に過失責任が認められる場合には状況に応じて損害賠償責任を相殺、あるいは免除されるものとします。
4. 本契約に関してやむを得ず訴訟に至る場合は、施設住所を管轄する裁判所を所轄裁判所とします。

第 12 条（緊急時の対応）

1. 事業者は、契約者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡するものとします。
2. 上記の場合、事業者は利用者の救命を第一とし、関係医療機関に連絡、搬送するなどの措置を迅速に行います。また、家族はこの措置を行うことに同意します。

第 13 条（連携）

1. 事業者は、サービスの提供にあたり、介護支援専門員および保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な関係に努めます。
2. この契約の内容が変更された場合、または契約が終了した場合は、事業者はその内容を速やかに介護支援専門員（地域包括支援センター）に伝えます。
3. 事業者側の理由から本契約を解除する場合においては、速やかに介護支援専門員（地域

包括支援センター)等にその理由を記した通知を送付します。

第14条(雑則)

1. 利用者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により、判断能力を失った場合に備えて利用者の家族等をあらかじめ代理人として定めることに同意します。
2. 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、受付窓口を設置して適切に対応するものとします。
3. 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、介護保険法やその他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議するものとします。

デイサービスたつみの森
通所介護・第一号通所事業
（総合事業）重要事項説明書
令和6年4月版

施設名 デイサービスたつみの森
所在地 千葉県市原市神崎字新林 226 番地 1

定員 30名

施設 浴室 一般浴槽 中間浴槽（チェアインバス）
食堂（機能回復訓練室）・相談室・静養室・フリースペース

サービス内容

営業日 年末年始・法人のお祭りの開催日等を除く毎日

営業時間 9：15～16：45

*7～8時間利用を基本とし、6時間未満の利用の場合は別途相談とします。

(夕食時間の関係で彩風苑・プライムガーデンは6～7時間利用を基本とします。)

サービス内容 通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、排泄介助、移動介助、その他必要な介助を行います。

レクリエーションなど

当施設では、年間を通して下記のようなクラブ活動等を行っております。

1. 習字クラブ
2. 音楽クラブ
3. 手芸クラブ
4. お楽しみ給食（自己負担あり）
5. 希望昼食（250円以上自己負担）

*その他、ホームやケアハウスで行っている行事、有償のレクリエーションもあります。
行事予定についてはHPや連絡で確認または職員にお尋ね下さい。

機能訓練・口腔ケア・栄養ケア指導

通所介護計画に従い、施設内において機能回復訓練・口腔ケア・栄養ケア指導を行っております。

利用申し込み 担当ケアマネジャー様にご相談の上、お電話でお申し込みください。

I. デイサービスつつみの森 基本料金表①

介護保険単価（令和6年4月1日～：1割負担の場合）

	1日当たり 6時間～7時間 利用単位	1日当たり 7時間～8時間 利用単位
要介護1	584単位	658単位
要介護2	689単位	777単位
要介護3	796単位	900単位
要介護4	901単位	1023単位
要介護5	1008単位	1148単位

※早期帰宅など、左記以外の短い時間をご利用された場合、減額した単位で請求されます。

II. 通所介護事業の加算の類

※施設が人員配置や厚生労働省へのデータ提供など一定の基準を満たしたり、利用者に対して特定のサービスを提供することによって請求できるものを加算と言います。

【定率により全利用者に適用される加算単位】（注意）R6年6月1日～改訂

※介護職員処遇改善加算（I） 総職位数の9.2%

職員の待遇改善のために設けられた加算で、利用単位の総計に対して課せられます。

【条件により全利用者に適用される加算単位】

※サービス提供体制強化加算（I） 22単位（介護福祉士70%以上の場合）

サービス提供体制強化加算（II） 18単位（介護福祉士50%以上の場合）

有資格者の人数や勤務年数によって認められる加算です。

職員の資格、勤続年数によってこの加算の割合は変化することがあります。

※口腔・栄養スクリーニング加算（I） 20単位（6ヶ月に1回）

口腔の状態と栄養の状態について確認調査を行い、介護支援専門員に情報提供を行った場合に加算されます。

【利用状況などにより個人に対して適用される加算単位】

※入浴介助加算（1） 40単位

入浴サービスを受けた場合に加算されます。

※送迎未実施減算 ▲47単位（片道：送迎をしない場合）

職員による送迎が行われなかった場合などに適用されます。

※栄養改善加算（高リスク者のみ） 300単位以内（1ヶ月につき）

栄養スクリーニングを実施し、低栄養状態にあり、高リスクであると認められた方について、栄養改善を行った場合に3ヶ月に限り加算されます。

※口腔機能向上加算 150単位以内（1ヶ月につき2回まで）

口腔スクリーニングを実施し、口腔機能の改善が必要と認められた方について、改善を行った場合に3ヶ月に限り加算されます。

※個別機能訓練加算（I）イ 56単位（1日あたり）

個別機能訓練計画を組み、個別機能訓練を実施した場合に加算されます。

※個別機能訓練加算（I）ロ 85単位（1日あたり）

常勤の機能訓練指導員を追加配置し、個別機能訓練計画を組み、個別機能訓練を実施した場合に加算されます。

【データ提出等により適用される加算単位】

※ADL 維持等加算（I） 30単位（1ヶ月につき）

ADL 維持等加算（II） 60単位（1ヶ月につき）

運動機能の測定を一定回数以上実施し、そのデータを国に提供し、運動機能の維持・向上が認められた場合に加算が認められます。前年度の維持向上率等によって翌年の加算が変わります。

※科学的介護推進体制加算 40単位（1ヶ月につき）

国の指定するデータをすべて提供している場合に認められる加算です。

【厚生労働省の定める一単位の単価】

※地域区分単価（5級地：市原市）

すべての単位合計に4.5%（その地域の物価等によって定められた指数）を加えた金額が介護保険自己負担額として請求されます。

計算方法）

総単位数×自己負担率（通常は 10%）×地域区分単価（10.45）円
（四捨五入）※地域単価は市町村の経済格差を勘案して定められた単価です。

【その他の加算】

介護保険法上の制度に従って行います。

Ⅲ. デイサービスたつみの森 基本料金表②

介護保険総合事業単価（令和6年4月1日～：1割負担の場合）

	1ヶ月の利用単位
要支援1該当 (週1回程度)	1,798単位
要支援2該当 (週2回程度)	3,621単位

Ⅳ. 総合事業の加算の類

※施設が人員配置や厚生労働省へのデータ提供など一定の基準を満たし、利用者に対して特定のサービスを提供することによって請求できるものを加算と言います。

【【定率により全利用者に適用される加算単位】（注意）R6年6月1日～改訂

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 総単位数の9.2%

職員の待遇改善のために設けられた加算で、利用単位の総計に対して課せられます。

【条件により全利用者に適用される加算単位】

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 88単位（介護福祉士70%：要支援1）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 176単位（介護福祉士70%：要支援2）

【利用状況などにより個人に対して適用される加算単位】

※栄養改善加算（高リスク者のみ） 300単位以内（1ヶ月につき）

栄養スクリーニングを実施し、低栄養状態にあり、高リスクであると認められた方について、栄養改善を行った場合に3ヶ月に限り加算されます。

【その他の加算】

介護保険法上の制度に従って行います。

【厚生労働省の定める一単位の単価】

※地域区分単価（5級地：市原市）

すべての単位合計に4.5%（その地域の物価等によって定められた指数）を加えた金額が介護保険自己負担額として請求されます。

計算方法)

総単位数×自己負担率（通常は10%）×地域区分単価（10.45）円
（四捨五入）※地域単価は市町村の経済格差を勘案して定められた単価です。

V. その他の負担金の類（介護保険外費用）

※教養娯楽費・消耗品費 120円（1日あたり）
クラブなど行事参加費など。

※自立・要支援の方の自費利用（規定回数以上の利用）

・認定調査において要介護状態から要支援1、要支援2あるいは自立と判定され施設利用が減少する方。

- ・施設が自費利用を増やすことで生活の維持ができると判断した方
- ・災害避難、介護における緊急事情で自費利用が必要と施設が判断した方

1日あたり	介護費	2000円
	クラブ会費	120円
	食費	602円（食事提供時のみ）
	入浴料	500円（入浴時のみ）

※食事の自己負担金

昼食	602円（昼食・おやつ代込み）
朝食（介護延長）	343円（受入れ7：30頃から）
夕食（介護延長）	500円（退出20：00頃まで）

介護延長の場合の送迎はご家族でお願いします。（施設送迎はしません。）

施設の受け入れ態勢によってはご利用ができないケースもございますので、ご利用際は必ず事前にご相談下さい。

※希望昼食 250円を超える部分は実費負担

希望昼食で出前を注文することがあります。食費については原則実費を負担して頂きますが、1回あたり250円の補助をしています。

※※お楽しみ献立

デザートが付くなど月1回の少し贅沢な特別メニューの日です。

100円の自己負担金が発生します。

※高カロリー栄養補助食品の提供

以下は令和3年4月1日現在の提供単価です。

アイス	40円
プリン・ゼリー	50円
シューシオ	162円

※介助家族へのお食事サービス（介護保険非適用）

ご家族が利用者と同行することを施設が了解した場合、ご家族のお食事代を以下の料金に設定させていただきます。送迎料はご家族と同じ車両に乗る限り不要です。

介助家族の食事価格 602円

※事務管理費 150円（引落時）

生活に係る金銭管理、買い物代行、事務手続き、通院支援、医療費支払など、入所生活継続に必要な事務および代行処理を行います。また、利用料金引落手数料の一部を負担して頂きます。（ご利用開始月より発生）

※キャンセル料

前日までの連絡によるキャンセル 無料

車両到着後のキャンセル 500円

VI. 特例事項

※特例事項の適用の可否については事業者側の判断とし、利用者は事業者の決定に従うものとし、ます。

※要介護認定で自立と認定された場合・介護保険証の有効期限切れの場合

※介護認定を受けていない場合・介護認定の変更中の利用など

暫定介護保険証提示等による利用は可能ですが、その後に介護認定で自立と判断された場合は10割負担もしくは自費利用にさせて頂く場合もあります。

場合によっては思わぬ自己負担金が発生する場合がございますのでご注意ください。

・ご利用をお断りする場合もありますがご容赦ください。

※保険料を滞納して介護保険サービスの提供を制限されている場合
指定額を全額自己負担して頂いた後、サービス提供証明書を発行させていただきます。
差額は市町村の介護保険課の窓口にて払い戻しを受けることができます（償還払い）。

- 自費利用にさせて頂く場合もあります。
- ご利用をお断りする場合もありますがご容赦ください。

Ⅶ. 支払等

※原則として、指定口座より自動引き落としとなります。手続きが完了するまで 2 ヶ月ほどかかりますのでその間は銀行振り込みにてお支払い下さい。

振込をされる場合

振込先 千葉興業銀行 辰巳台支店 普通1115534 デイサービスたつみの森 <small>もり</small> 施設長 <small>しせつちよう</small> 小出浩丸 <small>こいでひろまる</small>
--

※真に恐れ入りますが振込手数料につきましては、ご負担くださいますようお願い申し上げます。

Ⅷ. 個人情報の取り扱いについての説明

1. 使用する情報と目的

- (1) 介護施設あるいは医療機関への情報提供のため。
- (2) サービス担当者会議等における情報提供・研究のため。
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス利用事業者、自治体、その他社会福祉団体当との連絡調整のため。
- (4) 研究発表のための匿名化の上でデータ利用。
- (5) 施設内における氏名、写真、誕生日等の掲示。
- (6) 広報誌・HPにおける匿名写真の掲載。

2. 使用期間

上記(1)～(3)項については利用期間を原則とします。

上記(4)～(5)項についても原則としては同じですが、高齢者施設と言う性格上、ご利用者がお亡くなりになった後等に広報誌やHPに匿名の写真等が継続使用されることがございますが、諸事情ご賢察の上でご了解下さい。

(使用中止の申し入れがあった場合は、ただちに対応させていただきます。)

3. 使用にあたっての留意点

- (1) 個人情報の外部提供は、原則としてサービス提供に関わる目的のみに限ります。
- (2) サービス提供期間が終了した後においても個人情報の守秘義務は遵守します。
- (3) 広報誌等に写真を大きく掲載する場合は、改めてご家族およびご本人の了解をとります。※匿名の集合写真等の使用についてはご容赦ください。

Ⅸ. 事故・賠償についての説明

【事故・病気は必ず起こるものです！】

骨粗鬆症の高齢者の骨はウェハースほどの強度しかない方もいらっしゃいます。そのような方は、ときにはおむつ交換のための開脚や、寝返りをしただけでも骨折してしまうこともあります。認知症などによる不適切な行動や加齢による疾病の発症、外部から持ち込まれた感染症など、施設の中はリスクがたくさんございます。

辰巳萬緑苑においては年間数百件に及ぶ怪我や転倒等の報告が上がり、そのうち4～10件程度が骨折等の重大事故報告になっています。また、風邪等感染症への対策も年に数度は行っています。つまり、施設において事故・感染症は必ず起きるものだとお考えください。

【管理の限界について】

施設は安全確保(対策)の注意義務を負うと言われますが、たとえ、ご家族が強く希望されたとしてもマンツーマンの専属介護を常に行うことはできません。したがって私たちの管理下においても、完璧はないとご理解の上、本サービスをご利用ください。

【賠償金について】

施設利用中における事故において施設の重大な過失が認められる事例については、施設が任意で加入しております保険(あいおいニッセイ社)の賠償範囲で支払われます。したがって、事故のすべてが賠償対象になるとは限りません。

なお、賠償が予想される場合であっても期間中の費用の支払いはご家族に立て替えて頂く形になるケースが多いと思われませんがご容赦ください。

【賠償に関する対応と資料の公開】

賠償に当たって、施設は真実と誠意をもって保険会社に交渉します。また、必要に応じて、事故に関する資料をご利用者に公開します。

【発生を完全に防ぐことの難しい事故例：免責事例】

- 認知症や自らの不適切判断、自立行動による事故。とくに転倒、転落による負傷。
- 嘔吐、食事時の誤嚥による窒息及びそれに起因する肺炎等。
- インフルエンザなど外部から持ち込まれた伝染性疾患に対する罹患被害。
- 自ら関与した喧嘩による受傷。
- 老化や病気による認知、身体機能の低下、及び機能障害とその後遺症。
- 持ち込み物品の紛失・破損への補償。

【入院中の介護などの負担】

入院あるいは療養中の直接介護が必要になった場合においても、私たちは他の医療施設等において直接的な労務提供はできません。また、賠償が予想される場合であっても期間中の費用の支払いはご家族に立て替えて頂く形になる場合が多いと思います。

【退院後の援助】

退院後の療養のための施設サービスの利用には、施設は優先利用権をご利用者に与えます。ただし、利用時に発生する費用については法令と契約に基づきご利用者側の負担とします。

X. 相談・苦情窓口担当者

苦情解決責任者 小出浩丸

苦情処理解決者 宇津木みどり

事務主任 森平 友子

管理栄養士 篠原なつほ

苦情解決責任者

運営・介護全般

利用料に関する問い合わせ

食事関連

※お気軽にご相談下さい。受付時間 AM9：00～PM17：00

緊急時は時間を問いません。

連絡先 デイサービスたつみの森 ☎ 0436-67-0200

FAX 0436-67-0190

辰巳萬緑苑 ☎ 0436-75-2251

FAX 0436-75-2252

社会福祉法人琢心会苦情処理第三者委員会

菊池信子・岡本修・村山愛佳・北脇義雄

千葉県・市町村の苦情相談窓口

千葉県運営化適正委員会 ☎ 043-246-0294

// FAX 043-254-0048

千葉県国民健康保険団体連合会 ☎ 043-254-7428

(介護保険課 苦情処理係) FAX 043-254-0048

千葉県健康福祉部高齢者福祉課 ☎ 043-223-2387 (苦情窓口)

市原市高齢者支援課 ☎ 0436-22-1111 (代表)

第三者評価について

平成28年度 実施

コロナ禍以降は実施していません

XI. 健康上の理由による中止

1. 送迎時に発熱などにより職員がサービス提供を無理と判断した場合、利用を中止します。キャンセル料は戴きません。
2. 到着後の健康チェックなどの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更や中止をすることがあります。
3. ご利用中に体調が悪くなった場合、サービス内容の変更や中止をすることがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また必要に応じて速やかに主事医師あるいは医療機関に連絡をとる等必要な処置を講じます。
4. 伝染性の疾患に罹患している場合、および施設内で伝染性の罹患者が複数現れた場合は安全が確認されるまでサービス提供を休止する場合があります。

緊急時の対応（必ずご記入ください）

ご利用者の体調に急変があった場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

お名前 _____（会社名など）
電話番号1 _____（ ）
電話番号2 _____（ ）

お名前 _____（会社名など）
電話番号1 _____（ ）
電話番号2 _____（ ）

お名前 _____（会社名など）
電話番号1 _____（ ）
電話番号2 _____（ ）

病院・診療所名 _____
主治医名 _____
電話番号 _____

以上について重要事項説明書に記名捺印することをもって、同意したものとします。

重要事項説明書の内容について説明を受けた日

令和 年 月 日

事業者住所	市原市神崎263番地1
事業者名	社会福祉法人 琢心会
事業所名称	デイサービスたつみの森
理事長・施設長	小出 浩丸 印

説明をした職員
印

重要事項説明書の説明を受けました。

利用者住所
利用者氏名 印

代理人住所
代理人氏名 印
利用者との関係

改訂履歴

平成 23 年 10 月 1 日	新規制定
平成 24 年 4 月 1 日	介護保険法改正による改定
平成 24 年 12 月 10 日	説明者の記名欄を追加
平成 26 年 4 月 1 日	介護保険法改正に伴う改定 介護予防自費利用について加筆
平成 26 年 10 月 1 日	理事長交代に伴う変更
平成 27 年 4 月 1 日	介護保険法改正に伴う改定
平成 27 年 5 月 1 日	重要事項説明書・相談窓口担当者変更
平成 29 年 1 月 13 日	県・市町村の苦情処理窓口を追加 事故に関する説明・個人情報取り扱いに関する説明 を統合
平成 29 年 2 月 13 日	支払い方法について変更
平成 29 年 4 月 1 日	市原市新総合事業開始に伴う文言変更 運営実態に合わせた文言の修正
早朝受入れ時間の変更・ケアマネへの連絡方法等 本文の番号を連番から条項ごとに変更	
改訂履歴の統合	
平成 31 年 4 月 1 日	サービス提供責任者の変更
令和元年 10 月 1 日	消費増税に伴う単価等の変更
令和 2 年 1 月 1 日	第三者評価について加筆
令和 3 年 4 月 1 日	介護保険法改正に伴う変更
令和 5 年 3 月 21 日	加算等の修正
令和 5 年 8 月 4 日	社会福祉法人琢心会苦情処理第三者委員会を追加
令和 6 年 4 月 1 日	重要事項説明書・介護保険改定による修正